

令和6年監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した令和6年度定期監査（上下水道局）の結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和6年12月23日

大野城市監査委員 中村明彦
大野城市監査委員 大塚みどり

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

上下水道局（企業総務課、料金施設課、上下水道工務課）

(2) 監査の範囲

令和6年度（令和6年9月末現在）における事務の執行及び事業の管理

(3) 監査の期間

令和6年10月9日（水）～ 令和6年12月23日（月）

11月6日（水）定期監査に関する協議

11月14日（木）企業総務課、料金施設課、上下水道工務課

11月15日（金）備品等検査、現地調査

12月23日（月）講評

(4) 監査の方法

今回の監査に当たっては、あらかじめ上下水道局に予算執行状況などの資料の提出を求め、計数の照合確認を行い、令和6年度上半期の水道事業会計及び下水道事業会計における予算の執行状況及び事業の成果について、共通調査事項と個別調査事項に分けて実施し、関係書類の確認や意見聴取などを行った。また、備品検査と併せて、公印の管理状況、現金や郵便切手などの金券類の取扱状況を確認し、現地調査も実施した。

〔提出資料〕

- (1) 事務分掌表
- (2) 主要な事務事業
- (3) 歳入予算執行状況調べ
- (4) 歳出予算執行状況調べ
- (5) 食糧費に関する調べ
- (6) 予備費支出及び流用額明細表
- (7) 公有財産調べ（土地・建物）
- (8) 公有財産購入一覧表
- (9) 備品購入一覧表
- (10) 負担金、補助金、交付金に関する調べ
- (11) 工事台帳

- (12) 委託料調べ
- (13) 使用料及び賃貸借契約調べ
- (14) 有償借地契約調書
- (15) 債務負担行為に関する調べ
- (16) 旅行命令簿及び復命書調べ
- (17) 備品台帳
- (18) 棚卸明細表

2. 監査の結果

上下水道局における事務の執行及び事業の管理は、おおむね適正に執行されていると認められた。

3. 報告事項

今回の監査では、令和6年9月30日現在における予算の執行状況、事業の成果及び実績について、共通調査事項と個別調査事項に分けて次のとおり実施した。

〔共通調査事項〕

- (1) 令和6年度に（各）課が分掌する事務
- (2) 大野城市上下水道事業第4次中期経営計画の概要
- (3) 令和6年度上半期の大野城市水道事業（下水道事業）概要及び当初予算主要施策事業の進捗状況
- (4) 令和6年度大野城市水道事業会計（下水道事業会計）歳入・歳出予算の執行状況
- (5) 備品等検査

以上の事項の調査の結果、令和6年度上半期における業務状況及び当初予算主要施策事業の進捗状況は、両事業ともおおむね堅実な運営がなされており、財務事務の処理においても、おおむね適正であると認められた。

また、備品や公印の管理、切手等の金券類の取扱いは、事務処理及び管理状態ともおおむね適正であると認められたが、一部の課において、備品台帳の品名と現物が一致していないものがあった。

〔個別調査事項〕

個別調査事項及び結果については、次のとおりである。

【水道事業会計】

〈歳入歳出について〉

- (1) 収益的収入 1-2-3 加入金 1 件 (伝票No.814)
- (2) 収益的支出 1-1-4 上下水道局窓口等業務 (4 月分～8 月分)
- (3) たな卸資産購入1-1-1 24 量水器 (φ50・φ75 mm) 購入業務
24 量水器 (φ50 mm) 修理業務

〈現地調査について〉

- 上下水道工務課が実施した工事施工箇所
- ・ 23 南部配水区送水施設整備工事

【下水道事業会計】

〈歳入歳出について〉

- (1) 収益的収入 1-1-3 第 1 回局所有地駐車場賃借料 (伝票No.638)
- (2) 収益的支出 1-1-1 24 上大利・白木原線人孔蓋等補修工事
- (3) 資本的支出 1-1-1 24 大野東 4 号雨水幹線水位計設置工事

〈現地調査について〉

- 上下水道工務課が実施した工事施工箇所
- ・ 24 上大利・白木原線人孔蓋等補修工事

以上の個別調査事項に関し、関係書類の照合、関係職員からの説明及び現地調査により内容を確認したところ、おおむね適正であると認められたが、一部の業務委託において、仕様書で定めた業務の履行確認が十分に行われていないものがあった。

また、水道加入金に関連する申込書の文書が、大野城市文書取扱規則第 10 条に規定する收受処理がなされていなかった。

各課の監査において、後日、措置状況の報告を求める重要な事項はないが、一部の課において注意、改善を要する事項が見受けられた。

現在、上下水道局においては、窓口業務や浄水場の運転管理業務などの業務の一部を民間委託しており、今後も「大野城市上下水道事業第 4 次中期経営計画」に掲げた民間委託の範囲拡大に向けた取組が進められる予定であることから、より一層、業務を委託する場合においては、仕様書において、業務内容、業務範囲、責任範囲並びに成果物などを具体的かつ明確にする必要がある。

特に水道料金等の公金を取り扱う業務を委託する場合には、公金の取扱いや委託する業務範囲を明確に定義するとともに仕様書に明記し、確実な履行確認に努められたい。

また、水道加入金に関連する申込書については、加入金の算定根拠や水道を利用する将来に渡る権利などが記載された内容であることから、公文書として適正な文書管理を図られたい。

なお、監査の過程において行った事務上の指導や改善を求めた事項については、適正な事務処理が行われるよう対応を図られたい。

4. むすび

定期監査に当たっては、水道事業会計及び下水道事業会計の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点に加え、事務事業が効果的・効率的に行われているかについて監査を実施した。なお、その内容が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則って、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げるよう各事業が進められ、組織及び運営の合理化に努めているかについても検証を行った。

今回の監査においては、いずれの課も所管する事務事業の目的の達成に向けて真摯に取り組まれ、その事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

上下水道局では、令和6年2月に「大野城市上下水道事業第4次中期経営計画」を策定しており、令和6年度が当該計画の初年度であることから、今回の監査において、前期計画である第3次中期経営計画からの見直し点や、当該計画に掲げる主要な施策の概要、事業の進捗状況、今後の目標達成に向けた取組などを確認することができた。

上下水道局においては、今後も、人口減少、施設の老朽化、社会情勢の変化など、上下水道事業を取り巻く様々な課題に柔軟に対応するとともに、当該計画の着実な推進を図り、中長期的に想定される経営環境の変化を見据えた持続可能な事業運営に取り組まれることを期待する。